

資料提供

令和8年8月7日(金)
照会先:保健医療部生活衛生課食の安全対策室
担当者:室長 海老原
連絡先:029-301-3424

営業禁止処分の解除について

令和8年8月4日(火)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、竜ヶ崎保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。

施 設 名	Bar じこちゅう 自己酎	
施 設 所 在 地	取手市取手2-4-10 マツモトビル2F	
営業者等氏名	渡辺 かおり	
業 種	飲食店営業	
病 因 物 質	カンピロバクター・ジェジュニ	
原 因 食 品	令和8年7月25日(土)に提供した食品 (ビーフジャーキー、ポテトフライ、シーザーサラダ、炙り鶏白レバー、だし巻き卵、マグロユッケ、チョコ盛り合わせ、オレンジジュース、ノンアルコール飲料、アルコール飲料)	
患者数(摂食者数)	2名(4名)	
行政処分等を行った理由	食中毒の発生	
適 用 条 項	食品衛生法第6条第3号違反	
行政処分等内容	食品衛生法に基づく営業の禁止処分	
措置日	処 分	令和8年8月4日(火)
	処分解除	令和8年8月7日(金)